

「地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所にかかる年度評価の考え方について」の一部を改正する新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="255 304 954 368">地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所にかかる 年度評価の考え方について</p> <p data-bbox="293 411 1104 512">大阪府地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所評価委員会 平成 25 年 7 月 25 日決定 平成 26 年 月 日改正</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="107 564 342 592">1. 趣旨 (省略) <li data-bbox="107 612 398 639">2. 基本方針 (省略) <li data-bbox="107 660 398 687">3. 評価方法 (省略) <li data-bbox="107 708 595 735">4. 項目別評価の具体的方法 (省略) <li data-bbox="107 756 566 783">5. 全体評価の具体的方法 (省略) <li data-bbox="107 804 696 831">6. 年度評価の具体的な進め方とスケジュール <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="107 852 999 932">(1) 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。 (業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。)【6月末まで】 <li data-bbox="107 952 1104 1032">(2) <u>評価委員会</u>において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【7～8月】 <li data-bbox="107 1043 916 1070">(3) <u>評価委員会</u>における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。 <li data-bbox="107 1091 860 1118">(4) 評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。 <li data-bbox="107 1139 987 1166">(5) 評価委員会において評価を決定した後、知事に報告する。【9月】 	<p data-bbox="1270 304 1968 368">地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所にかかる 年度評価の考え方について</p> <p data-bbox="1308 411 2119 480">大阪府地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所評価委員会 平成 25 年 7 月 25 日決定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1131 564 1366 592">1. 趣旨 (省略) <li data-bbox="1131 612 1507 639">2. 評価の基本方針 (省略) <li data-bbox="1131 660 1422 687">3. 評価方法 (省略) <li data-bbox="1131 708 1619 735">4. 項目別評価の具体的方法 (省略) <li data-bbox="1131 756 1590 783">5. 全体評価の具体的方法 (省略) <li data-bbox="1131 804 1720 831">6. 年度評価の具体的な進め方とスケジュール <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1131 852 2022 932">(1) 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。 (業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。)【6月末まで】 <li data-bbox="1131 952 2119 1032">(2) <u>評価委員会産業技術部会</u>において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【7～8月】 <li data-bbox="1131 1043 2107 1070">(3) <u>評価委員会産業技術部会</u>における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。 <li data-bbox="1131 1091 1883 1118">(4) 評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。 <li data-bbox="1131 1139 2011 1166">(5) 評価委員会において評価を決定した後、知事に報告する。【9月】